【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（認定の取消し）

**第七十九条の十九**　内閣総理大臣は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第七十九条の八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第七十九条の九各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三　前条の規定による命令に従わないとき。

四　不正の手段により第七十九条の七第一項の認定を受けたとき。

２　内閣総理大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（認定の取消し）

第七十九条の十九　内閣総理大臣は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第七十九条の八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第七十九条の九各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三　前条の規定による命令に従わないとき。

四　不正の手段により第七十九条の七第一項の認定を受けたとき。

２　内閣総理大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（改正前）

（新設）